

第5号議案 規約改正について

以下のとおり規約を改正する。

現行	改正案
<p>第4章 役員及び職員 (種別及び定数)</p> <p>第13条 この団体に次の役員及び理事を置く。</p> <p>(1) 理事 10人以上 25人以内</p> <p>(2) 監事 3人以内</p> <p>2 理事のうち、1人を議長、<u>2ないし3人を</u>副議長、1人を事務局長、若干名を事務局次長とすることができる。</p>	<p>第4章 役員及び職員 (種別及び定数)</p> <p>第13条 この団体に次の役員及び理事を置く。</p> <p>(1) 理事 10人以上 25人以内</p> <p>(2) 監事 3人以内</p> <p>2 理事のうち、1人を議長、<u>若干名を</u>副議長、1人を事務局長、若干名を事務局次長とすることができる。</p>